

平成29年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

平成29年3月策定

秋 田 市

目 次

1 ごみ処理実施計画

(1) 実施期間	1
(2) ごみの種類および排出量見込み	1
(3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法	
ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	1
イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	2
(4) ごみ減量施策等	
ア ごみの排出抑制の推進	
(ア) 家庭系ごみ減量・分別啓発事業	2
(イ) 事業系ごみ減量・分別啓発事業	2
(ウ) 生ごみ減量促進事業	2
(エ) ごみ減量コラム掲載事業	3
(オ) ごみ減量アクション開催	3
イ ごみの再資源化の推進	
(ア) 資源集団回収推進事業	3
(イ) 古紙ステーション回収システム	3
(ウ) 粗大ごみ戸別収集事業	3
(エ) 使用済み小型家電の拠点回収	3
(オ) 廃棄物再生利用業の指定	3
ウ その他のごみ関連施策	
(ア) 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置	3
(イ) ボランティア袋の交付	3
(ウ) ごみ集積所設置費補助事業	3
(エ) 一般廃棄物処理施設整備基金積立金	3
(オ) ごみ集積所巡回事業	3
(5) 収集・運搬計画	
ア 収集区域の範囲	4
イ 収集方法等	
(ア) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	4
(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	5
(ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日	5
(エ) 本市で収集・処理しないごみ	6

(6) 中間処理計画	
ア 溶融処理	6
イ 破碎・資源化处理	6
ウ 資源化处理	7
エ 水銀含有ごみ分別保管施設	7
オ 資源化处理（民間施設）	7
(7) 最終処分計画	7
(8) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）	7
(参考) ごみ処理計画フロー図	8

2 生活排水処理実施計画

(1) 実施期間	9
(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み	9
(3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法	9
(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
ア 適正処理の推進	9
イ 浄化槽設置の促進	9
(5) 収集・運搬計画	
ア 収集区域の範囲	9
イ 収集方法	9
ウ 中間処理計画	10
(参考) 生活排水処理計画人口	10

平成 29 年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

1 ごみ処理実施計画

平成 29 年度のごみの排出見込量および収集・運搬・処分方法を定めるとともに、平成 27 年 3 月に策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するため実施するごみ減量施策等を定める。

(1) 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(2) ごみの種類および排出量見込み

種類	排出量		合計
家庭ごみ	58,347 t/年	160 t/日	119,043t/年
事業ごみ	42,150 t/年	115 t/日	
粗大ごみ	3,231 t/年	9 t/日	
資源化物	15,284 t/年	42 t/日	
水銀含有ごみ	31 t/年	0.1 t/日	

(3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法

ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
家庭ごみ	市排出者	市	溶融	市	埋立	
粗大ごみ	市排出者	市	破碎・溶融 ・資源化	市	埋立	
資源化物	金属類	市排出者	市	破碎・溶融 ・資源化	—	—
	空きびん	市排出者	市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	—	—
	空き缶					
	ペットボトル ガス・スプレー缶					
	使用済み乾電池	市排出者	市	資源化 (選別・梱包)	—	—
	使用済み小型家電	市	認定事業者	破碎・選別 ・精錬	—	—
	古紙	協同組合秋田 古紙回収協会	資源化事業者	資源化	—	—
水銀含有ごみ	市排出者	市	資源化 (選別・梱包)	—	—	

イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
事業ごみ	許可業者 再生輸送業者 資源化事業者 排出者	市	溶融	市	埋立	
うち再生利用向 食品系廃棄物		再生活用業者	堆肥化	—	—	
粗大ごみ		市	破碎・溶融 ・資源化	市	埋立	
資源 化物		金属類	市	破碎・溶融 ・資源化	—	—
		空きびん	市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	—	—
		空き缶				
	ペットボトル	資源化事業者	資源化	—	—	
古紙						

(4) ごみ減量施策等

ア ごみの排出抑制の推進

(ア) 家庭ごみ減量・分別啓発事業

ごみ減量につながる取組を促し、適正な排出方法を周知するため、ごみ減量キャンペーン・説明会等を開催するほか、レジ袋削減への取組等の啓発を行う。

(イ) 事業系ごみ減量・分別啓発事業

多量排出事業者等に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書を基に、ごみの排出状況・減量・再資源化について訪問指導を実施するほか、ごみ減量等への取組に優れた事業者に対し優良事業者表彰を行う。

(ウ) 生ごみ減量促進事業

- a 家庭から出る生ごみを堆肥化する容器(コンポスター)購入費を補助するほか、生ごみ堆肥化講座を開催し、家庭で手軽にできる生ごみ堆肥づくりを促進する。
- b (新)ごみ排出量が最も多くなる8月を「オールあきた水切り月間」とし、市民から生ごみの水切り方法とその減量効果を募集し、水切りを促進する。
- c 食材の使い切り方法などを掲載した「食べきりアイデアレシピ集」を配布するほか、レシピ集の作品等を紹介する講座「食べきりアイデアカフェ」を開催し、食品ロスの削減を促進する。
- d (新)環境学習で総合環境センターを訪れる市内小学4年生に、食べきり啓発箸箱セットを配布し、児童およびその家族への意識啓発を行う。
- e 食べ物を大切に残さず食べきることを啓発する取組「もったいないアクション」の協力店を増やし、事務所のほか店舗を訪れる市民への食品ロス削減に向けた意識啓発を行う。

(エ) ごみ減量コラム掲載事業

全戸配布冊子へのコラム掲載等、多様な媒体を活用して、ごみ減量につい

での啓発を行う。

(ホ) 「ごみ減量アクション」開催

ごみの減量につながる体験講座を主軸としたイベントを開催し、減量啓発と情報提供を継続的に実施する。

イ ごみの再資源化の推進

(ア) 資源集団回収推進事業

地域住民が自主的に地域の資源化物を回収する集団回収の実施団体および回収業者に対し奨励金を交付し、ごみの再資源化を推進する。

(イ) 古紙ステーション回収システム

民間事業者が実施する古紙のステーション回収を支援し、ごみの再資源化を推進する。

(ウ) 粗大ごみ戸別収集事業

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保しながら、粗大ごみの戸別有料収集を行うとともに、ごみの再資源化を推進する。

(エ) 使用済み小型家電の拠点回収

市関連施設やスーパー等に回収ボックスを設置し、レアメタルをはじめとした有用金属を含むとされる小型家電等の再資源化を推進する。

(オ) 廃棄物再生利用業の指定

再生利用が確実と認められる廃棄物のみの処理を業とする事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく再生利用業の指定を行い、ごみの再生利用を推進する。

ウ その他のごみ関連施策

(ア) 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置

腹膜透析実施者やおむつを資源化物用指定ごみ袋で排出することに抵抗がある方に、年1回の申請により家庭ごみ用有料指定袋を交付し、負担軽減を図る。

(イ) ボランティア袋の交付

ごみ集積所の清掃やボランティア清掃を行う町内会等に対し、ボランティア袋を交付し、環境美化を推進する。

(ウ) ごみ集積所設置費補助事業

ごみ集積所の設置や修繕、被せネット購入費等を補助し、町内会等の経費負担を軽減するとともに、ごみ集積所の美化を推進する。

(エ) 一般廃棄物処理施設整備基金積立金

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入総額に相当する額のおおむね2分の1の額を、処理施設の整備等関連事業に要する経費に充てるための基金に積立する。

(オ) ごみ集積所巡回事業

不適正排出をはじめとしたごみ集積所に関する様々な問題に対処するため、巡回パトロールを実施するとともに、啓発・改善指導を行う。

(5) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

秋田市全域

イ 収集方法等

(7) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

家庭ごみ		有料指定ごみ袋(注1)	週2回(注2) ステーション収集	委託51台	58,347
資源 化 物	空きびん	プラスチック製回収箱	月2回(注3) ステーション収集	委託13台	2,271
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱			4
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋			973
	使用済み乾電池	透明の小袋および 資源化物用指定ごみ袋		14	
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋		委託51台	906
	古紙(新聞、ダンボール、 紙パック、雑誌・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで 結束		協同組合秋田古 紙回収協会13台	6,886
	金属類	資源化物用指定ごみ袋		委託51台	476
	使用済み小型家電	小型家電専用回収箱		拠点回収(注4)	市4台
粗大ごみ(注5)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による 戸別有料収集	委託3台	446	
水銀含有ごみ(蛍光管、水銀体温 計、水銀温度計、水銀血圧計)	品目ごとに購入時の箱 等に入れた後、透明袋	月2回(注3) ステーション収集	委託13台	31	

(注1) 有料対象外となる刈草・落葉、おむつについては、資源化物用指定袋を使用することができる。

(注2) 年末年始【12/30(土)～1/3(水)】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注3) 年末年始【12/29(金)～1/3(水)】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注4) 回収日時については各施設の開館時間内による。

(注5) 収集運搬時に特別の扱いを要するもの（石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品）などについては、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前6時から午前8時までに決められたごみ集積所に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙（シール）を貼付し、収集日の午前9時までに指定された場所へ出すこと。
- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。
- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理すること。

(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）（単位：t）

分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量	
事業ごみ	半透明(注1)又は無色透明(注2)の袋	排出者が自ら運搬又は許可業者(再生輸送業者)が戸別収集	20社 104台	42,150	
うち再生利用向食品系廃棄物	プラスチック製専用容器等		1社1台	31	
資源化物	空きびん		プラスチック製回収箱等	20社 104台	523
	空き缶		無色透明の袋(注2)		55
	ペットボトル		無色透明の袋(注2)		31
	金属類		無色透明の袋(注2)		—
	古紙(新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ)		品目ごとに紙ひもで結束	—	
	粗大ごみ	—	2,785		

(注1) 袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度のことをいう。また、旧家庭ごみ用指定袋を使用しても差し支えない。

(注2) 資源化物用指定袋を使用しても差し支えない。

【事業者の協力義務等】

- ・分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

(ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日

施設名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺 豊成字虚空 蔵大台滝1 番地1	8:00～16:30	日曜、祝日および年末年始 【12/30(土)～1/3(水)】

※再生可能な古紙は、原則受入しない。また、開場時間および受入休業日は、変更することができる。

(エ) 本市で収集・処理しないごみ

区分	品目例
有害性のある物	バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物(注1)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン、廃油、塗料等
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール、ドラム缶、ホームタンク(100L超)、ボイラー、モーター(5kg超)、丸太、耐火金庫、ピアノ、鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する物	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機
パーソナルコンピューター(注2)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池、ボタン型電池
リサイクルルートが確立されている物	自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器等

(注1) 血液の付着したもの、注射針等の鋭利なもの、感染性を有するもの。

(注2) 使用済み小型電子機器等の拠点回収分を除く。

(6) 中間処理計画

ア 溶融処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター溶融施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1	460 t / 日	113, 116t	埋立 4, 461t

※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥)を含む。

イ 破碎・資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1	10 t / 5 h	3, 726t	溶融 3, 005t
秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地3	32 t / 5 h		

ウ 資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番 地1	空き缶 28 t / 5 h	4,763t	熔融 541t
		空きびん 36 t / 5 h		
		ペットボトル 10 t / 5 h		

エ 水銀含有ごみ分別保管

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 水銀含有ごみ分別保管施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	0.2 t / 5 h	31t	—

オ 資源化処理（民間施設）

施設名	廃棄物種類	処理計画量
(有)エコ・リサイクルペーパーほか	古紙等	10,019 t
国の認定事業者	使用済み小型家電	12 t
野村興産(株)イトムカ鉱業所	使用済み乾電池 水銀含有ごみ	45 t
秋田協同清掃(株)七曲工場堆肥化施設	食品系廃棄物	31 t

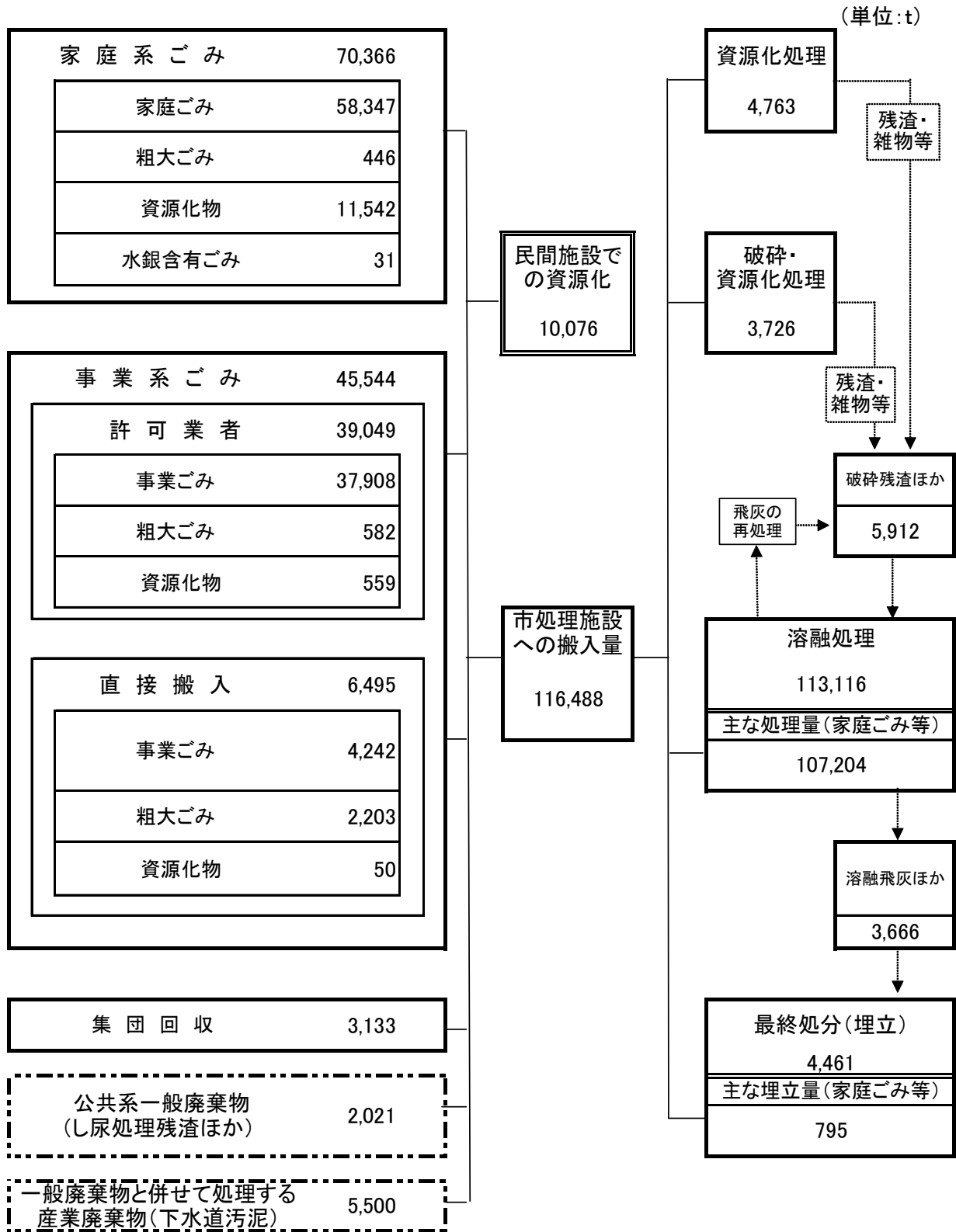
(7) 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	処理計画量	残容量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内	1,500,000 m ³	4,461t	約185,500m ³ (28年度末)

(8) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）

施設名	
秋田市総合環境センター	熔融施設
	前処理破碎施設
	第2リサイクルプラザ

(参考)ごみ処理計画フロー図



2 生活排水処理実施計画

平成29年度のし尿・浄化槽汚泥の排出見込量および適正に処理するための収集・運搬・処分方法を定める。

(1) 実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量		合計
し尿	15,729k1/年	43k1/日	36,930k1/年
浄化槽汚泥	21,201k1/年	58k1/日	

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	固液分離・希釈放流方式	県	標準活性汚泥方式
浄化槽汚泥	許可業者				

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 適正処理の推進

(ア) し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的に適正な処理を行う。

(イ) 浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る。

イ 浄化槽設置の促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

(5) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

秋田市全域

イ 収集方法

種類	収集方法
し尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥収集運搬許可業者が戸別収集

ウ 中間処理計画

施設名	所在地	受入時間	受入休業日
秋田市汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 13番1号	7:00～16:30	第2・第4土曜、日曜、 祝日および年末年始 【12/31(日)～1/3(水)】
処理方式	公称能力	処理計画量	汚泥排出量
固液分離・希釈放流方式	175k1/日	し尿 15,729k1 浄化槽汚泥 21,201k1	1,550t (秋田市総合環境センターで溶融処理)

※受入および休業日は変更することができる。

(参考) 生活排水処理計画人口

区分	人口(人)
行政区域内人口	315,770
水洗化・生活雑排水処理人口	283,838
公共下水道	259,519
農業集落排水	9,272
浄化槽(合併処理)	15,047
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	18,105
非水洗化人口(くみ取り)	13,827

(平成28年3月31日現在)